

福岡県公報

平成23年2月9日
第3217号

目次

告示(第279号-第288号)

| | | | |
|------------------------------|------------|-------|---|
| 大規模小売店舗の新設の届出 | (中小企業振興課) | | 1 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | | 2 |
| 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意 | (漁業管理課) | | 2 |
| 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 | (漁業管理課) | | 2 |
| 指定介護老人福祉施設の指定 | (高齢者支援課) | | 3 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 3 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 3 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 3 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 4 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 4 |
| 公 告 | | | |
| 福岡県都市計画審議会の開催 | (都市計画課) | | 4 |
| 教育委員会 | | | |
| 博物館登録事項の変更 | (教育庁社会教育課) | | 6 |
| 再 掲 | | | |
| 家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒の実施 | (畜産課) | | 6 |

告 示

福岡県告示第279号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成23年1月24日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 グッデイ大川店
 - 所在地 福岡県大川市大字大橋字カチキウ230番 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | 住 所 |
|------------------|---------------------|
| 嘉徳無線ホールディングス株式会社 | 福岡県筑紫郡那珂川町松木2丁目61番地 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | 住 所 |
|----------|---------------------|
| 嘉徳無線株式会社 | 福岡県筑紫郡那珂川町松木2丁目61番地 |

- 大規模小売店舗を新設する日
平成23年9月25日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,947平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|-----------------------|---------|
| 福岡県大川市大字大橋字カチキウ230番 外 | 272 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数(台) |
|-----------------------|---------|
| 福岡県大川市大字大橋字カチキウ230番 外 | 58 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-----------------------|------------|
| 福岡県大川市大字大橋字カチキウ230番 外 | 90.24 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|-----------------------|------------|
| 福岡県大川市大字大橋字カチキウ230番 外 | 26 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------|------|------|
| 嘉穂無線株式会社 | 午前8時 | 午後9時 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前7時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県大川市大字大橋字カチキウ230番 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時30分～午後9時30分まで

福岡県告示第280号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成23年1月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 コジマNEW福岡春日店

(2) 所在地 福岡県春日市須玖北1丁目1番1号

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置

| 変更前 | 変更後 |
|------------------|------------------|
| 福岡県春日市須玖北1丁目1番1号 | 福岡県春日市須玖北1丁目1番1号 |

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 変更前 | | 変更後 | |
|------|------------------|------|------------------|
| 出入口数 | 駐車場の自動車の出入口の位置 | 出入口数 | 駐車場の自動車の出入口の位置 |
| 3箇所 | 福岡県春日市須玖北1丁目1番1号 | 3箇所 | 福岡県春日市須玖北1丁目1番1号 |

福岡県告示第281号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成23年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 脇之浦加入区

上新田加入区

福岡県告示第282号

次の加入区において平成19年2月福岡県告示第301号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成23年2月9日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 脇之浦加入区
 上新田加入区

福岡県告示第283号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成23年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

| サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 施設の名称及び所在地 | 開設者の名称 | 指定期年月日 |
|----------|------------|----------------------------------|------------|------------|
| 介護老人福祉施設 | 4075100489 | 介護老人福祉施設あゆみの里 遠賀郡岡垣町鍋田2丁目1番6号 | 社会福祉法人つつみ会 | 平成23年1月11日 |

福岡県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|--------|-------|-----------------------------------|-------------------|--------------|
| 南筑後 | 県道 | 大牟田川副線 | 前 | 柳川市大浜町821番1先から 柳川市田脇196番1先まで | 2.1 ～ 29.8 | 7,554.0 |
| | | | 前 | 柳川市大浜町821番1先から 柳川市久々原1076番先まで | 12.0 ～ 27.5 | 4,642.7 |
| | | | 後 | 柳川市大浜町821番1先から 柳川市田脇196番1先まで | 2.1 ～ 29.8 | 7,554.0 |
| | | | 後 | 柳川市大浜町821番1先から 柳川市七ツ家1317番6先まで | 12.0 ～ 27.5 | 4,642.7 |

福岡県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年2月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--------|------------------------------------|
| 南筑後 | 大牟田川副線 | 柳川市南浜武1224番1先から 柳川市七ツ家1317番6先まで |

福岡県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|-----------|-------|--------------------------------------|------------------|---------------|
| 南筑後 | 県 道 | 高 柳 田 川 線 | 前 | 柳川市大和町豊原435番2先から 柳川市佃町1280番2先まで | 4.6 ～ 7.3 | 151.2 |
| | | | 前 | 同上 | 8.0 ～ 12.0 | |
| | | | 後 | 柳川市大和町豊原435番2先から 柳川市三橋町藤吉227番1先まで | 6.2 ～ 11.0 | 174.1 |

福岡県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年2月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

| 県土整備事務所名 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|----------|-----------|--------------------------------------|
| 南筑後 | 高 柳 田 川 線 | 柳川市大和町豊原435番2先から 柳川市三橋町藤吉227番1先まで |

福岡県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|----------------|-------|--------------------------------------|------------------|---------------|
| 八 女 | 県 道 | 玉 名 線 八 女 線 | 前 | 八女市立花町白木586番1先から 八女市立花町白木555番5先まで | 5.8 ～ 9.7 | 248.5 |
| | | | 後 | 同上 | 9.6 ～ 14.0 | |

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第213回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成23年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 日時
平成23年2月23日 午後2時00分
- 会場
福岡市博多区吉塚本町13 - 55
博多サンヒルズホテル 瑞雲の間A
- 予定議案

- (1) 福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (2) 福岡都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (3) 福岡都市計画用途地域の変更（福岡県決定）について
- (4) 古賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (5) 古賀都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (6) 新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (7) 新宮都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (8) 久山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (9) 久山都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (10) 篠栗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (11) 篠栗都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (12) 筑紫野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (13) 筑紫野都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (14) 太宰府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (15) 太宰府都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (16) 那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (17) 那珂川都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (18) 福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (19) 福岡都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (20) 宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）に

ついて

- (21) 宗像都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (22) 前原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (23) 前原都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (24) 志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (25) 志摩都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (26) 久留米都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (27) 久留米都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (28) 小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (29) 小郡都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (30) 大牟田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (31) 大牟田都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (32) 北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (33) 北九州都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (34) 中間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (35) 中間都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (36) 苅田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (37) 苅田都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (38) 苅田都市計画臨港地区の変更（福岡県決定）について
- (39) 久山都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (40) 大牟田都市計画道路の変更（福岡県決定）について

- (41) 岡垣都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (42) 稲築都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (43) 稲築都市計画道路の変更（嘉麻市決定）について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることもある。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第1号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、博物館登録事項を変更したので、次のように告示する。

平成23年2月9日

福岡県教育委員会

| | 施設名 | 所在地 | 設置者の名称 |
|-----|------------------------|--------------------|-----------------|
| 変更前 | 出光佐三記念美術館 出光美術館（門司） | 福岡県北九州市門司区東港町2 - 3 | 財団法人出光佐三記念美術館 |
| 変更後 | 出光佐三記念美術館 出光美術館（門司） | 福岡県北九州市門司区東港町2 - 3 | 公益財団法人出光佐三記念美術館 |

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第231号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のように消毒を実施させるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により公示する。

平成23年1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施の目的

宮崎県、鹿児島県等での高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたこと及び韓国で高病原性インフルエンザがまん延していることを踏まえ、今後の発生予防に万全を期すための緊急措置として、養鶏場での消毒薬の散布を徹底することが重要であるため。

2 実施する区域、実施期間、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

| 実施する区域 | 実施期日 | 実施の対象 | 実施方法 |
|----------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| 知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上消毒が必要と認めた区域 | 平成23年2月1日から 平成23年2月28日まで | 100羽以上の飼養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める飼養鶏農場 | 消石灰等の消毒薬の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布 |